

## 文書館のアイデンティティーとそのイラスト表現

北川 健

文書館としての「アイデンティティー」とポリシーの定立に向けての嘗みとアピール、云つてみれば、それが文書館の歴史である。

このアピールの手法は如何ようにもあろうが、私の場合「イラスト」を援用してきた。イラスト表現もまた文書館の「本質論」であり、探究である。

これまでの折々のイラストを集成し、文書館像の結像に向けていくつかの論点と課題と要件をフォーカスすることで、私なりに「三〇周年記念」への協賛と、『三〇年』誌への準らえとしたい。

## 一 「図書」と「文書」はチガウ

文書館の概念なりアイデンティティーは、他施設との「チガイづけ」「チガイ立て」でもって示すことができる。まず図書館との弁別に始まる。

イラスト【A】は、新館移転まもない昭和四九年（7/20・日曜）見学団体への説明資料『文書館とは！――図書館・行政資料室との比較において』として作成、配布したもの。

この背景には、①「独立」館舎こそが自己確立の要件だとする文書館の宿願と、②現実には文書館を「複合」した新館舎の現出、③準備段階では文書館を「統合」する文化会館構想の伏在、という事情と経緯がある。おのずから文書館についてのアピールを必須のこととした。

文書館との根源的なチガイは、扱う物件（文字資料）が①「これしきやナイ」唯一物件（筆記資料）であるか、②「他所にもアル」普在物件（版刷資料）であるか、による。資料とする文字資料の代替性の有無（代替の可否）が、両者の組成を本質的に分かつ。

したがつて、開架方式の図書館スペースとガラス一枚で仕切つただけの文書館エリア（閲覧室）というような空間設定では、文書館のアイデンティティーは物理的、運営的にも成立しがたい。

## 二 「規格」と「法量」はチガウ

文書館のアイデンティティーは、一定の価値観の体系である。私は、この価値体系を「思想」と据え、その空間的

【A】『文書館とは!?』(全体)

(昭和49/7)

	文書館	図書館	行政資料室
法的基礎	(408) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(593) 第30条 山口県文書館設置条例(534) 山口県文書館規則(533)	図書館法(525) 第10条 山口県立図書館条例(525)	(408) 行政資料保管利用規程(520, 判定) (846) 行政資料室設置規程(542, 計91)
資料	文書・記録 	図書・記録、その他(街工資料 版刷資料)	図書・小冊子 
利用対象者	主に歴史研究者 行政職員 	一般公衆 	主に歴史研究者 行政職員 
保存年数	永年	永年(1部消滅品限り)	有期?(5~20年)?
収集基準			
職員	研究員(主に歴史学)	司書	行政職員
参考	国立公文書館法(544) 歴史資料保存法(文部省令第4号)		

文書館のアイデンティティーとそのイラスト表現（北川）

二八

構成について「文書館という思想と建物」と題して発表した。先年の歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称「史料協」）の北海道大会（昭和六二年度大会）で、である。

（註①）

イラスト【B】はその時のもの。建物という、ほかならぬ文書館のアイデンティティーの空間的構成に向けて、その前提・根底となる発想と論理を云うに添えてのこと。

（註②）

建物構成、レイアウトへのハーダルは幾重にあるが、その一つとして、「その空間編成の基本を共準化していくことができないものか」という自問が、私にはある。もちろん個性や偏差はあってもよいが、文書館のアイデンティティーにかなう施設・設備を用意、体現していくには、文書館それ自体としての共通のモノサシに行き着くはず。

早い話が、たとえば書棚一つとっても、図書館「規格」での標準サイズの流用が一般的だが、はたしてそれで文書館「法量」として適正なのか。また書架の間隔も、文書館

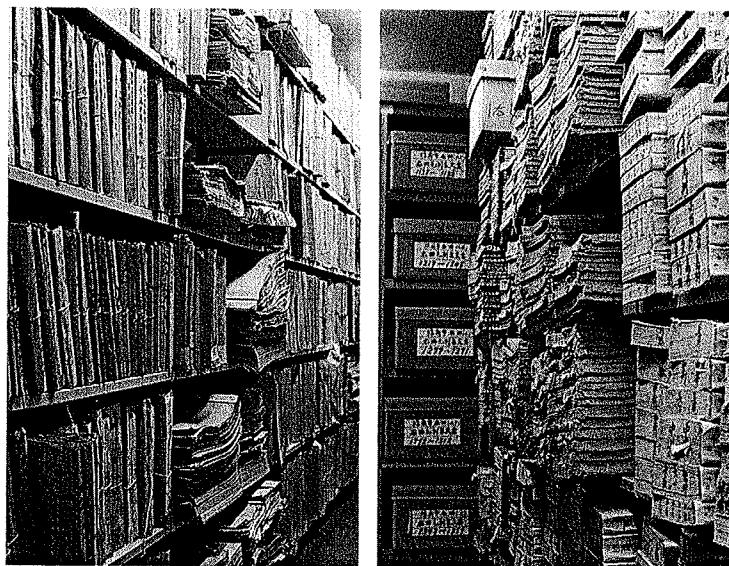
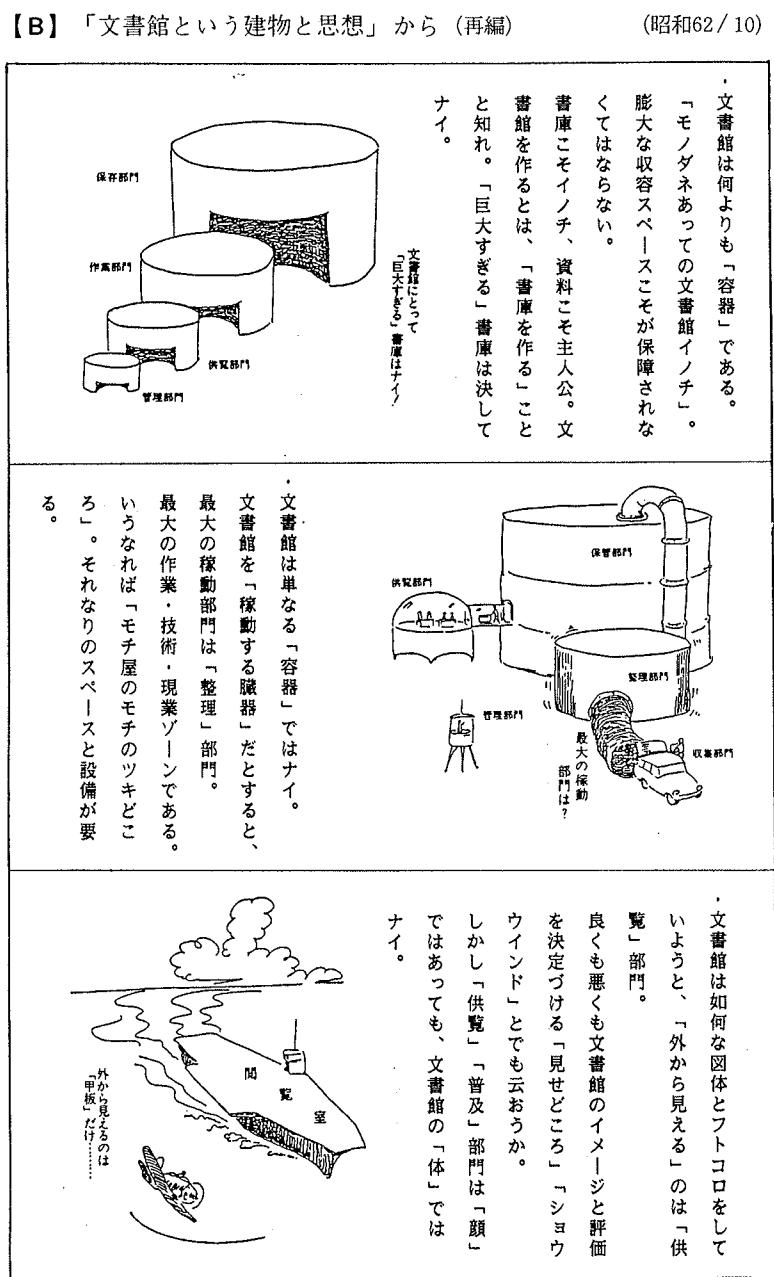


写真1 図書館用の標準規格の書棚では、文書館資料にそぐわない。右は「県庁伝来旧藩記録」、左は「県庁文書」の架蔵レーン。

としてはどうあるのがいいのか。（写真1）

などなど、文書館ならではの、文書館にとつて至当のそれらは割り出せないものだろうか。広く現場従事者の経験と意見を寄せ合い、積み上げての共通化を図ることができるのでないか。先年來（昭和六三・平成元）国立史料館「史料管理学研修会」の「保存環境論」で、私が提言しているのもそれ。（註③）

### 三 「観覧」と「閲覧」はチガイ

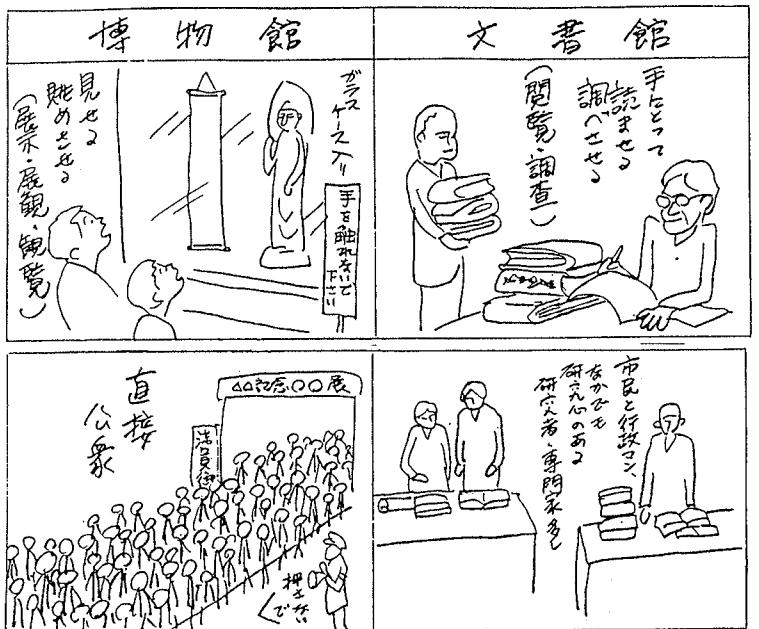
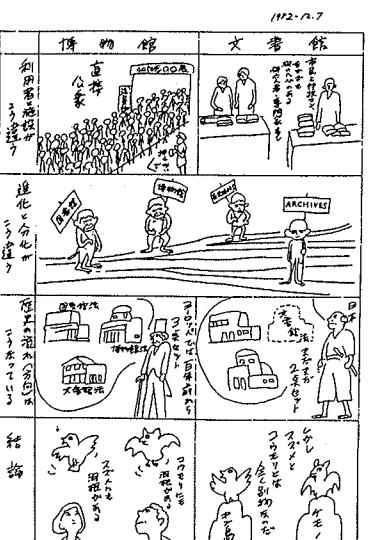
図書館に次いで博物館・歴史館との「チガイづけ」がある。これについては、昭和五七年秋末に急遽、「博物館法と文書館法の比較」（11／18）「博物館と文書館の比較」（12／2）「博物館と文書館の相違点」（12／3）というように、集中的に検討、集約するホットな機会が、山口県文書館には到来した。（註④）

この現実的に文書館のアイデンティティーを訴えることを迫られたさなか（12／5）に、提示したイラストがである。博物館との「チガイ」で文書館の独自性・固有性を表明しようとしてのこと。

要は、①「ガラスケース越しに眺めさせる」観覧と、②「手に取って読ませる」閲覧という行為のチガイ。すなわち①「展覧」と②「供覧」という事業行為のチガイである。このチガイから両者それが仕構えられているはず。いざれが文書記録の「供覧（閲覧）」にふさわしい施設かは、云うまでもない。そもそも文書記録は「閲覧」するものでこそあれ、決して「観覧」を第一義とするものではない。

文書館は、文書記録のこの「本質」に基づく固有の機関である。この「本質」「固有性」でもつて、社会的、公共的に認知、定立されるべきもの。（註⑤）

【C】『文書館と博物館はどう違うか！』（全体・部分）（昭和57／12）



#### 文書館のアイデンティティーとそのイラスト表現（北川）

四二

「展示」の内容としても、「なぜ文書館として展示なのか」「どう文書館としての展覧なのか」「博物館・歴史館のそれとどう違うのか」「歴史展示なのか文書展示なのか」をツキ詰め、まさにそこに衿持を置かないと、文書館自身がみずからを「博物館」や「歴史館」に準えてしまう。

文書館は「公衆動員」「興業」型の施設ではない。（イラストG-2）

#### 四 「趣味」と「調査」はチガウ

アイデンティティーは、概念や理念にとどまるものではない。現実、実務のなかで具現していくこそ、その実質的な定立と保障はあるというもの。

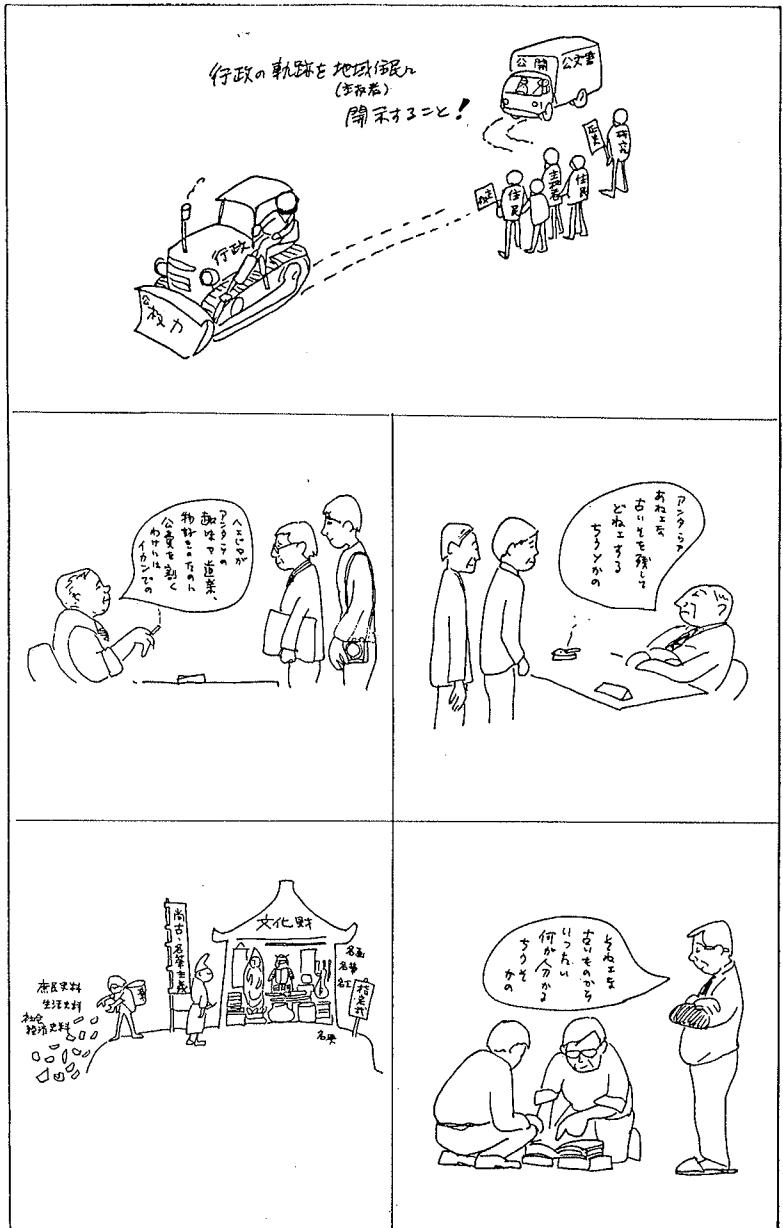
歴史的な文書記録の保存は、まず所在調査から始まる。館員に限らず、委嘱の調査員にしてもまた文書館のアイデンティティーの体現者、代弁者である。

イラスト【D】は、委嘱調査員を対象にオリエンテーション用にスライド（『文書所在調査のあれこれ』）とし、昭和五五年（2/6）と六二年（6/15）に投映したもの。

ここでは、住民主権、地域主義の立場から保存・公開を云い、「趣味道楽」を否定して調査・保存の「公共性」をうたう。また指定主義・基準主義に立つ「文化財保護」とのチガイも指摘している。

調査・保存・公開にあたっては、私的、趣味的の次元にあることなく、もっぱら社会的、公共的、地域的のこととして當むことが要件。保存・公開を通して「地域参加」「社会参加」する志向でなくては、文書館的、公共的役割と意義をみずから spoil する。

【D-1】『文書所在調査あれこれ』から（抜粋）（昭和55/2）



【D-2】『文書所在調査あれこれ』から（抜粹）（昭和55/2）



たとえば、調査の場で他家・他者の私事性を好んで会話、話題とするような俗吏俗儒では、調査や研究のできる資質ではない。ちなみに昭和四十九～五一年度、県教育委員会による県内の「同和教育関係資料収集事業」に臨んで、私が調査員の事前指導で最も強く要請したのも、そういう社会性であった。

歴史的現実と向かい合つての、文書館の事業であり、位相である。それだけに、みずから歴史的、社会的資質が問われる。

### 五 「お客様」と「神様」はチガウ

文書記録の歴史的な「保存」「公開」という二つの命題は二律背反する。課題は、保存の鉄則のなかでどう公開を図るか。公開の公則のなかでどう保存を貫くか、である。

イラスト【E】は、閲覧業務の場面で保存の原則を推進しようとして配備した注意書『絵図の閲覧にあたつて』（昭和六一／九／五）である。現に閲覧カウンターにチラ

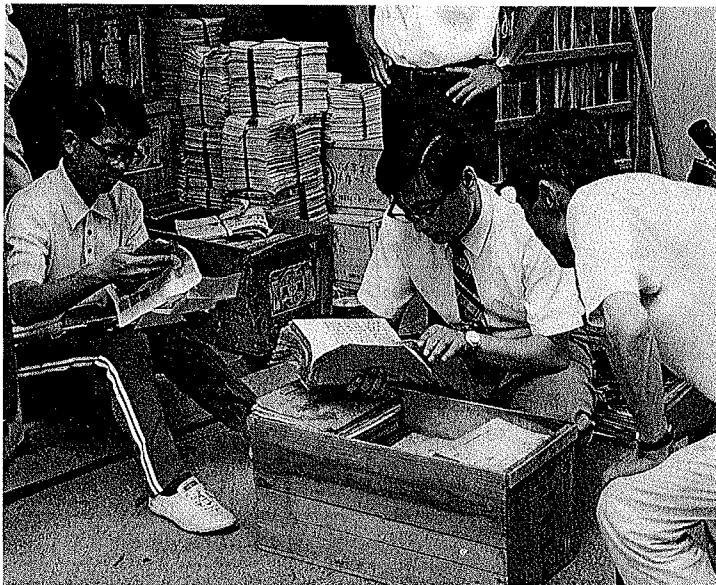


写真2 同和教育関係資料収集事業での役場文書の調査（昭和49/8）

(昭和61 / 9)



#### 【E】『絵図の閲覧にあたって』(全体)

シとして置いてある現役兵、何よりも具体的な指示・注意、それも事前のそれが至要である。文書「保存」への奉仕あつての文書館であり、利用者である。

文書館のアイデンティティには、閲覧者にあっても周知されなくてはならない。でなくしては、歴史的な文書記録の命脈も、文書館のそれもあるものではない。利用者や職員が「神様」ではなく、「神様」だ、とでも云おうか。

望もらくは、対人扱いとしては「クールな態度」にして、資料扱いの指導として「ウォームな姿勢」であろうか。昭和六一年度から、それまでは受付席に研究員が着き、後席に補助職員が控えていたフロントシフトを、前後入替えて後席に研究員を回して専門員席としたのも、それがためである。

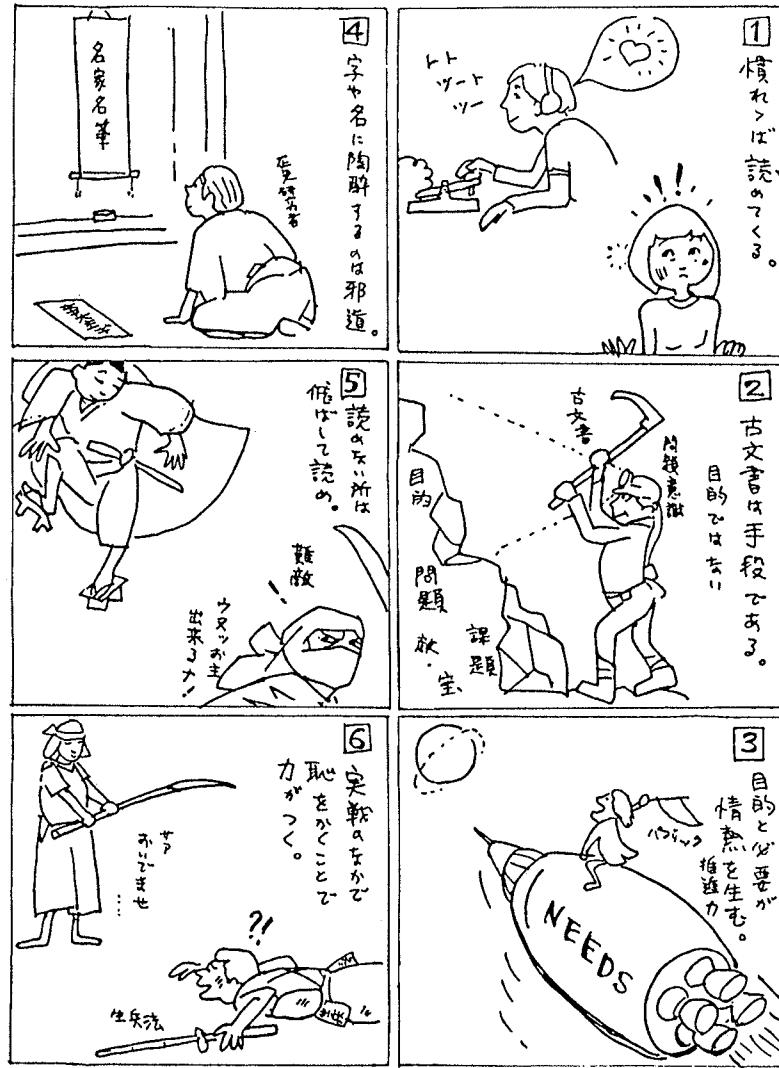
六 「データ」と「環境」とはチガウ

文書館の「環境づくり」の一つとして、古文書読解講座などが営まれる場合がある。これらの講座にあつても、文書館のアイデンティティーについての理解促進を図ることがないと、「文書館として！」のそれとは云えない。

イラスト【F】は、その昔、社会教育課主催の「成人大学古文書読解講座」のテキストに添えたもの（昭和49／2

もちろん、成人教育、生涯教育、カルチャースクールなど、それぞれ講座の目的や、学習者の意向、多様性は尊重するとても、同時にそこで文書館について一定の理解は求めてよい。

【F】『成人大学古文書読解講座TEXIT』から (昭和49/2)



そのためにも、「なぜ文書館にとつての講座なのか」「どう文書館としての講座なのか」。「文字」講座なのか、「文書」講座なのか、「史料」講座なのか、「歴史」講座なのか、「郷土」講座なのか、など、そこを勘案しての仕構え、引請けであることがキー・ポイント。

ある意味では「文書館」講座なのである。その課題意識がなくては、文書館へのミスマイメージをみずから重ねていくことにもなりかねない。

実際、古文書読解講座と云つても、そのことによつて文書館の「利用者が増える」というものでは決してない。それでも講座を文書館がみずからレパートリーとするのは、ほかならぬそれが文書館の社会的な「理解」を進め、文書館の社会的な「環境」づくりとなるからである。計量本位の利用者「データ」の拡大(註⑥)より以上に、ほかならぬアイデンティティーについての「理解」と「環境」の拡大深化、それが文書館の社会的な基盤づくり。

## 七 「方位」と「中枢」はチガウ

文書館のアイデンティティー定立の方向は全方位である。あらゆる事業・場面を通して志向・貫徹されるべきもの。そうした場合、課題となるのは、現実には「労力配分」「配員構成」。

たとえば、このところの全国的な文書館新設の半面には、「文書館は出来たけれども…」の様相がある。いきおい知名度・利用者数のアップ策、普及教育の推進に関係者の気持が走る……。

時あたかも全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称「全史料協」)の第一回大会(平成元年度・広島大会)にあつても、「利用」「普及」面を中心に「地域の中の文書館」をテーマに据えるものであった。

文書館のアイデンティティーとそのイラスト表現（北川）

もちろん「地域の中の文書館」の理念と具現追求にやぶさかであつてはならないが、利用・普及面とてあくまで事業の一半である。それを「それ！地域の中の文書館へ！」として、「P.R.」はまだしも、「展示」「出版」「講座」など小規模館までが規模・内容をスケールアップ、エスカレート、肥大化させていっては、みずからがして文書館の基本機能を阻害し、空洞化させていくことにもなりかねない。（註⑦⑧）

それは質・内容の次元にあつてももあるが、「労力配分」としてもそれである。アイデンティティーを保障するに見合う、エネルギー（労力・時間・予算）配分のシフト、ボリシーコそ重大である。

イラスト【G】は、この広島大会での発表資料。「配力」とその「段階的踏み替え」を提起したこと。（註⑨）問題は、この「配力」「配員」構成をどうするか。どうが適正なのか。「部門」の相対比重、バランスワークをどうつけるか、である。もちろん大規模館と小規模館、受入

【G-1】『地域の中の文書館』から（抜粹）

（平成1／10）

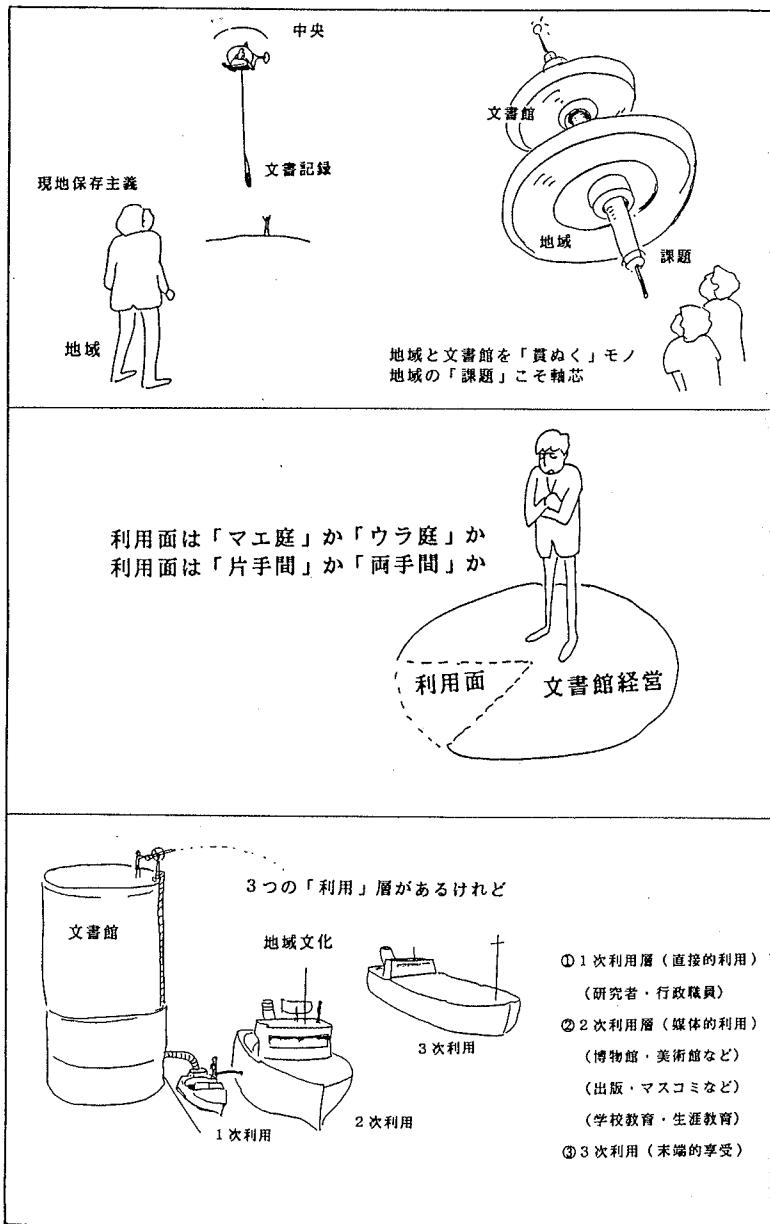


写真3 全史料協の広島大会での討議（平成1／10）

文書館の文書量の如何でも異なる。

ちなみに、山口県文書館の設立直前の「鈴木プラン」（昭和三三年時点）では、およそ表1のように設定している。（註⑩）

これぞ「旧約」聖書。当館二〇〇年「新約」の時代を解くカギでもある。

## 八 「史料」と「文書」はチガウ

ラストは、全史料協の広島大会で発表資料に綴込んだイラスト【H】『文書館は文書館なり！』。図書館、博物館との「チガイ」にとどまらず、歴史館、編纂所、史料館とのそれについても挿入した。（註⑪⑫）

そもそも、文書館の扱う文書記録について、これを「史料」とする呼び方については、私は異和感、抵抗感を感じてきた。「文書館の文書は何も歴史学者だけが利用するものではナイ」、そう考えてきた。山口県文書館としても、昭和五六年次に、閲覧請求票などの文書群名の表記を、

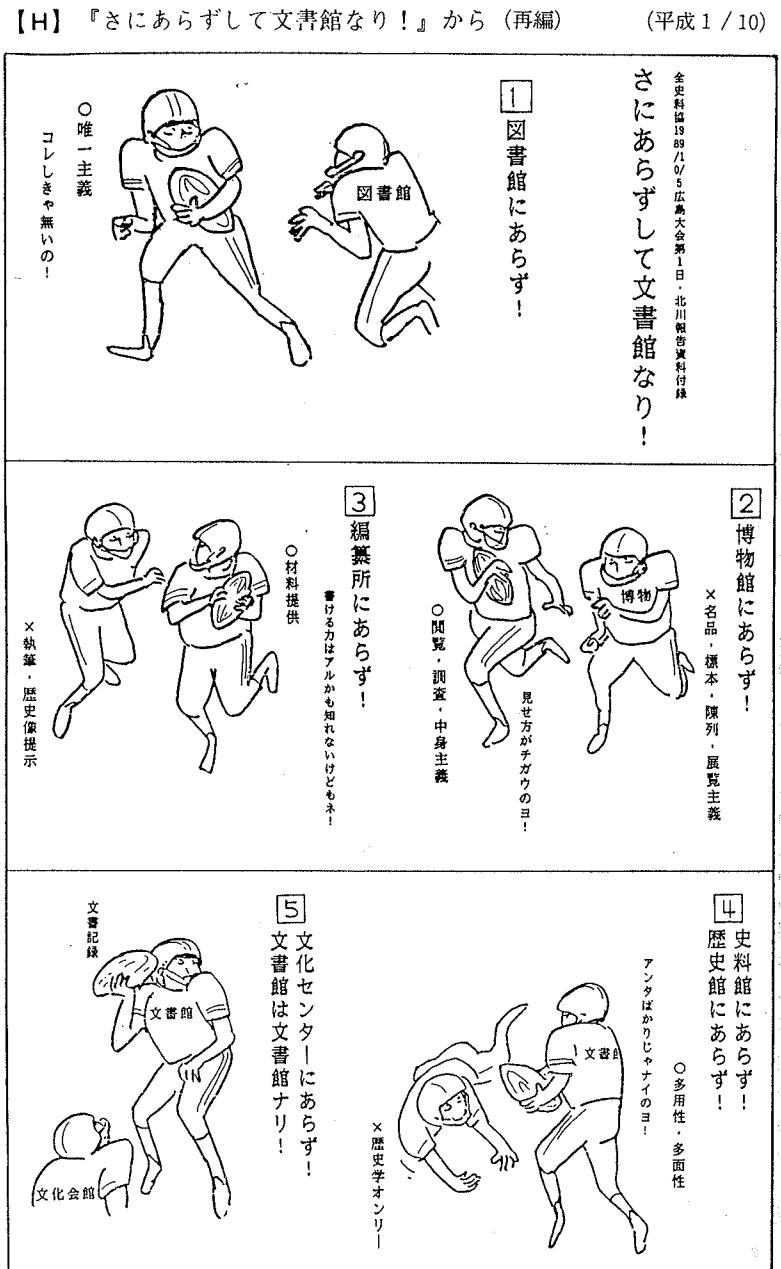


表1 設立前の鈴木プランでの配員構成

区分	業務内容	専門員	補助員
管理・企画		(館長) (主事)	
受入・整理	調査・収集 整理・目録・配架	3	(2)
保全	補修・複製・複写 燻蒸	1	(2)
参考・利用	閲覧・レファレンス 編集・出版・展示・普及	1	(1)

\*鈴木賢祐「山口県文書館の構想」（山口図書館『山口図書たより』43号・昭和33）から北川が作成。

表2 閲覧票に見る文書群の呼称用語の推移

年度	事例						
	閲覧史料	県庁記録	庄屋文書記録	特別史料	県史編纂所史料	県庁旧藩記	録
44	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
45	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
46	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
47	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
48	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
49	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
50	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
51	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
52	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
53	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
54	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
55	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
56	閲覧文書	県庁文書	諸家文書	貴重文書			
57	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
58	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
59	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
60	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
61	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
62	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ

\*北川健「史料保存環境論」（国立史料館『史料管理学研修会講義要綱』平成1）から。

表3 山口県文書館刊行の目録名称の推移

年次	目録名
63	山口県文書館史料目録
62	山口県行政文書版目録
61	山口県文書館収蔵文書版目録
60	山口県公伝史料版目録
59	山口県公伝史料版目録
54	山口県公伝史料版目録
53	山口県公伝史料版目録
49	山口県公伝史料版目録
47	山口県公伝史料版目録
40	山口県公伝史料版目録
38	山口県公伝史料版目録
	1
5	2
4	3
3	4
2	5
1	6

「史料」から「文書」へと切替えた。（表2）

歴史編纂所あたりが歴史編纂することで集遺したものであれば「史料」だが、文書館が保存公開する文書記録そのものは「史料」ではない。それを歴史学的レベルで利用する場合にあって、初めてその限りで「史料」と云いうものである。

「史料」呼ぶわりは、その利用次元でのことであって、これを利用に先行して、しかも全体的、一律的に「史料」と定義、制約してしまっては、一方的、一面的、ドグマである。

保存公開する文書記録は「歴史的な資料」ではあっても、即、全一に「歴史学的」資料（＝史料）というわけではない。ひとり歴史学と歴史学者による「歴史学的な利用」だけをもつて「歴史的な文書記録の利用」とはならない。歴史的な利用は「歴史的な資料」利用の一ジャンル、一領域のはず。文書館の資料供用を「歴史学的」のそれにのみ限定、一枚看板に全面化してしまっては、せっかくの文書

館も「文書」館でなくなる。

「史料」館が文書館なのではない。広汎なカテゴリーの人々が利用者であるとされねばならない。文書館のアイデンティティーの要件としての公共性は、「歴史学的」利用を含みこそそれ、それにのみ専一化されてよいことではない。「歴史学オンライン」の施設ではない。利用の多様性・多目的性、全方位性を堅持、保障していくこそ、「文書」館である。

### 九 「利用」と「供用」はチガウ

歴史資料保存「利用」機関、そういうフレームで文書館などを「大同」してサークルする状況が、これまでにある。しかし、文書館は、文書を「歴史学」的資料(史料!)として「利用する」立場からの要請を最も強く(?)受けるものではあっても、館自体は文書を史料として利用する「利用」機関ではない。(註⑬)

歴史的資料としての文書をあくまでも「文書」として利用に供する(=供用する)立場で、保存・公開することを「責務」とする「供用」機関である。

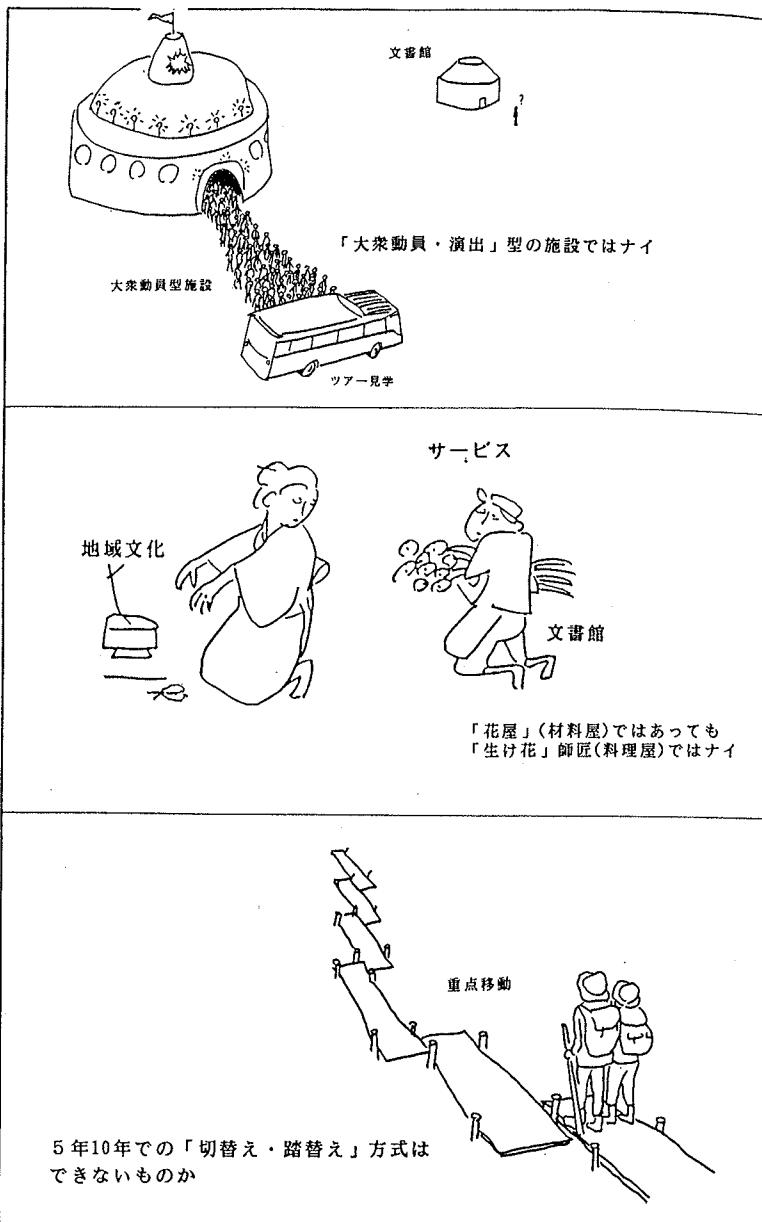
その整理・目録にしても「史料整理」「史料目録」ではなく、「文書整理」であり「文書目録」。「利用」目録ではなく「供用」目録。であればこそ「原秩序方式」をより原則とする。

現用段階の「原秩序」を、しかも「移管」という形で踏襲するところに(現用・非現用という段階差はあっても)大局的には一連にして一貫的な文書管理体系の延長域としての文書館事業がある。(註⑭)

一連の文書管理体制の一環、末端としての文書館、そう位置づけてこそ、所属する組織機構自体の「責務」(註⑮)

【G-2】『地域の中の文書館』から(抜粋)

(平成1/10)



## 文書館のアイデンティティーとそのイラスト表現（北川）

遂行としての文書館事業であり、また文書のライフサイクルに見合う機関というもの。（註⑯⑰）

もつとも、「歴史的資料」としてそこに必在する歴史性（時間的経過による懸隔と変遷の累積）のゆえに、館業務には研究性と教育性・文化性が付随する。しかし、だからと云つて、このことから直ちに館自体からして「歴史」や「史料」を供用することを本位とするものではない（註⑯⑰）。供用するのは、あくまでも「文書」である。それを「歴史」とし「史料」とする者（していく者）があるとすれば、それは利用者（それも利用者全般ではない利用者）である。（イラストG—2参照）

文書館が「利用」機関だと云つても、それは利用者による「利用」機関とされるべきであつて、文書館自体としては「供用」機関、所属する組織機構みずからの「責務」遂行機関と自認、自覚しなければならない。

## あとがき

こう一覧してみると、「イラスト」もまた恰好の歴史的存在である。いみじくもその時点、その段階での問題認識と問題情況をそれなりに告げている。

あえて云えば、文書館の本質論、規定論もまた「歴史的、段階的に整合、収斂してくる」とでも云おうか。早い話が、ほかならぬこのたびの三〇周年記念とイラスト集成を経ることによつても、アイデンティティーとポリシーの定立に向けての新たな展開と深化、そのイラスト的表現も着想され、要請されてもくる。

ここに、わが国文書館の「初々しいプロローグ」も、またそのイラスト的表現の「初々しい世界」も広がつている。「文書館学」のあけぼの、とでも云おうか。

もつともそれも、みずから「チガイ立て」「チガイづけ」のアイデンティティーとポリシーにこだわる、「民族の歌」「民族の心」あつてのことではあるが――。

## 註

①北川健「文書館という建物と思想」（全史料協『会報』14号・一九八八）

②「思想」という捉え方は、この時点では全く北川自身の着想であつたが、その後、つとに大正一五年の時点で、あの法史家・の三浦周行氏が歐米の「アルカイブ」を紹介して「その（アルカイブの）思想」という言述をしていることを、知つた。

渡辺秀忠「文書館運動のための序説」（日本図書館研究会『図書館界』9巻4号・一九五七）

③北川健「史料保存環境論」（国立史料館『史料管理学研修会講義要綱』平成元）

④この危機への対応の一環に『文書館ニュース』一七号（昭和58／3）「特集」がある。

文書館のアイデンティティーとそのイラスト表現

六〇

⑦北川健「山口県文書館の神話とマンジュウ館」（北海道文書館準備室『赤れんが』終刊84号・一九八五）

⑧戸島昭「地域の中の文書館—山口県文書館30年」（全史料協『会報』19号・一九八九）

⑨北川健「地域の中の文書館—その基盤造成と環境形成の方位」

（全史料協『会報』20号・一九九〇）

⑩鈴木賢祐「山口県文書館の構想」（山口図書館『山口図書たより』43号・昭和33）

⑪「文書館は文書館でアル！」、埼玉県立文書館の吉本富男元館長（現全史料協参与）も、そう唱えてきた。その意味は大きい。

北川健「情報公開システムの登場と文書館」（『文書館ニュース』18号・昭和五九）参照。

⑫このイラスト【H】について、吉本参与は役員会のあと、こう告げてくれた。「あのイラストはイイ。特にあの小さい字で付けてあるセリフの文句が実にイイ」と。

⑬昭和五一年の史料協（歴史資料保存利用機関連絡協議会）の設立の際にも、「文書館協会」とネーミングすべきだと意見を山口県文書館の一員は出している。

⑭いわゆる民間文書は「補完」文書として扱うことができる、全史料協（広島）大会の場でも私はそう云っている。

⑮文書記録を「日々生成、廃棄している」ところの機構として、機構「みずからが」「みずからの」文書記録を歴史的に保存公開していくという「責務」。

⑯こうした行政文書の一貫的管理体系のなかに明確に位置づけていくには、文書の「廃棄」の概念、「移管」と「所有」権の関連、さらには「所属」部局など、詰めてからなければならない課題は少なくない。

⑰保存・公開を行政の「責務」としたとき、文書の一貫的管理体系のベルトの上に文書館事業を置いて考えるほうが、より合理的である。

⑯後発の文書館のなかには、みずからが「歴史」展を営もうとして、しかも他県・他館から資料を借りて来てまで催すというようなことが見受けられるが、私はどうかと思う。

⑰山口県文書館では、当初の規則（昭和34）では「事業」に「歴史の編さん」「文書の展示・講習」を挙げていないが、昭和二九年の条例で「業務」にこれを掲げるに至っている。